

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 四二
- 県営土地改良事業計画を定めた件二件 四二
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 四二
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 四三
- 道路の区域を変更する件 四三
- 道路の供用を開始する件 四三

公 告

- 一般競争入札を行う件 四三
- 肥料の登録の有効期間を更新した件二件 四四
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四五
- 砂利採取業務主任者試験を実施する件 四六

告 示

福島県告示第四百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年八月二十日から同年九月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月二十日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀雅雄

（仮称）ペットワールドアミーゴ郡山南店 福島県郡山市南一丁目六十四番ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 防犯対策への協力

事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。

2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なリサイクルを推進すること。

3 廃棄物の処理等に係る事項

（一）工事期間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守の上、対応すること。

（二）郡山市産業廃棄物処理指導要綱第十九条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物が工事により発生する日の十日前までに、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第二項の規定により、明治堀地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業（用排水施設整備事業））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月二十日

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 縦覧の期間
 - 三 縦覧の場所
- 土地改良事業計画書の写し
- 令和六年八月二十日から（二十日間）
- 同 年九月九日まで
- 西郷村役場
- （農村計画課）

福島県告示第四百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、舘沢・大町地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年八月二十一日から
同 年九月九日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
矢吹町役場

(農村計画課)

福島県告示第四百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年八月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡浪江町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
 - 二 解除予定保安林の所在場所
双葉郡浪江町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年八月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施設要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する件(令和六年農林水産省告示第千三百八号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第四百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年八月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
鈴木清好 熊谷壽文 新妻正喜 阿部友吉 阿部友重 遠藤シゲ 遠藤延弥 遠藤喜作 遠藤庄三郎 遠藤清八 遠藤竹松 遠藤寅之助 遠藤芳弥 遠藤國吉 駒木徳栄 根本幾太郎 根本藤吉 新妻重春 新妻勝治 新妻善勝 新妻善太郎 斉藤好太郎 大柳満 大和田喜重 大和田吉太郎 大和田久米雄 大和田熊吉 大和田常吉 大和田鶴吉 大和田保治 渡辺伊三郎 渡辺伊織 渡辺吉次郎 渡辺留吉 内藤直治 片寄亀吉 片寄軍次郎 片寄秀次 片寄甚三 片寄文治 片寄留吉 片寄與四郎 野木留次郎 鈴木信次郎 條崎清三郎 草野キエ
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施設要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する件(令和六年農林水産省告示第千三百七号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第四百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所まで令和六年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

公告

(道路計画課)

路 線 名	一般国道二五二号
供 用 開 始 の 区 間	大沼郡金山町大字水沼字中島二二 六五番一地从先から 同 郡同 町大字水沼字下大牧二 三七〇番四地从先まで
供 用 開 始 の 期 日	令和六年八月二〇日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第四百八十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若
 松建設事務所で令和六年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和六年八月二十日

(道路計画課)

鏡石線	岩瀬郡鏡石町大字成田 字本町二二三番地先か ら	変更前	七・〇 五・〇	四、六二六・三
	同 郡同 町中町一〇 七番地先まで			
	石川郡玉川村竜崎字神 ノ前五番一地从先から 岩瀬郡鏡石町中町一〇 七番地先まで	変更後	六・五 五・〇	六、八五二・五

公告第155号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県北保健福祉事務所ほか15施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年8月20日

福島県知事 内堀 雅雄

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等の名称及び数量 福島県県北保健福祉事務所ほか15施設で使用
する電気 予定数量3,170,900kWh
 - 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - 供給期間 令和6年12月1日から令和7年11月30日まで
 - 供給場所 福島県県北保健福祉事務所（福島県福島市御山町8番30号）ほか15施
設
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要
な資格の確認を受けた者であること。

 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該
当しない者であること。
 - 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指
名停止を受けていない者であること。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしてい
る者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規
定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっ
ては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと
認められる者であること。
 - 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者とし

- て登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
 - (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年9月13日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課
電話024-521-7220
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和6年8月20日(火)から同年9月13日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年8月27日(火)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和6年10月10日(木)午後1時30分
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎7階717会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年10月9日(水)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を

行った入札者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at Ken-poku Public Health and Welfare Office and 15 other facilities: Planned annual power consumption: 3,170,900 kWh
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30p.m., 10 October 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15p.m., 9 October 2024
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Social Health and Welfare Section, Social Health and Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7220

(保健福祉総務課)

公告第百五十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
令和六年八月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)		その他の 規格	氏名又は 名称	住 所	更新し た登録 の有効 期限
			アルカリ分	53.0				
766	炭酸カ ルシウ ム肥料	土壌灌 注用石 灰質肥 料			その他の 制限事項 は、公定 規格のと おり。	白石カル シウム株 式会社	大阪府 大阪市 北区中 之島二 丁目2 番7号	令和12 年9月 19日

(農業総合センター)

公告第百五十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
令和六年八月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他の 規格	氏名又は 名称	住 所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	2.5	りん酸 全量				
797	米ぬか 油かす 及びそ の粉末	細粒 脱脂ぬ か				三和油脂 株式会社	山形県 天童市 一日町 四丁目 1番2 号	令和12 年8月 28日	

公告第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年八月二十日

福島県知事 内堀雅雄

（農業総合センター）

土地改良区の名称
愛谷堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 箱崎 博光

同 青木 喜三郎

同 鈴木 隆康

同 永山 典彦

同 穴野 正秋

同 渡邊 喜男

同 大森 浩司

就任した役員

役別 氏名

理事 渡邊 喜男

同 鈴木 隆康

同 永山 典彦

同 猪狩 力

同 笠崎 寿夫

同 木田 英男

同 大森 浩司

住所

いわき市平菅波字腰巻四七番地

同 市平藤間字松原七番地

同 市平下大越字細田一〇七番地

同 市平菅波字砂畑一九番地

同 市平下高久字清水二四番地

同 市平藤間字松原二八番地

同 東京都文京区小石川一丁目一七番一―B一九〇六号

住所

いわき市平藤間字松原二二八番地

同 市平下大越字細田一〇七番地

同 市平菅波字砂畑一九番地

同 市平荒田目字田中内南一四六番地

同 市平下高久字原一〇二番地

同 市平下大越字山ノ神六三番地の二

同 東京都文京区小石川一丁目一七番一―B一九〇六号

（農村計画課）

公告第百五十九号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和六年八月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験日時

令和六年十一月八日（金）午前十時から正午まで

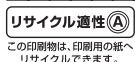
二 試験場所

福島県自治会館三階大会議室（福島県福島市中町八番二号）

三 受験願書の提出期間

令和六年九月十九日から同年十月十日まで（郵送による場合は、同年十月十日までの通信日付印のあるものを有効とする。）
四 受験手数料
受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼って納入すること（消印はしないこと。）
五 その他

受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所（相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。）で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせすること。
（技術管理課建設産業室）



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷